

## 実質化された人・農地プラン（公表版）

注：本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
剣淵町	剣淵	令和3年3月24日	平成29年3月30日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	6,490ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	5,668ha
③地区内における60歳以上の農業者の耕作面積の合計	2,100ha
うち後継者がいない農業者の耕作面積の合計(推計)	860ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	443ha
(備考)	

- 注1：③の「60歳以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。  
 注2：④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。  
 注3：アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。  
 注4：プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

当面は、規模拡大を希望している中心経営体があるので、引き受けできる潜在能力は十分にあるが、行政区(集落)の範囲を超えた流動化を進めざるを得ない状況の中で経営地の分散がすすみ経営効率の悪化が懸念されるとともに、中山間地などの耕作条件不利地の引き受けが後退することが懸念される。今後においても、戸当たり経営面積の拡大をすすめるとともに、新規就農者の取り組みを強化する必要がある。

注：「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

これまでどおり行政区(集落)内での流動化(異動)を中心に、必要に応じて全町を範囲とした流動化(異動)をすすめる。

- 注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。  
 注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。